

東京女子大学セクシュアル・ハラスメントその他のハラスメント等 による人権侵害防止規程（通称：ハラスメント防止規程）

（2008年11月20日制定）

改正 2009年 2月19日
2014年 2月20日
2015年 3月12日
2022年 3月11日
2025年 2月20日

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、東京女子大学（以下「本学」という。）において、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを含む本学内でのハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止及び排除を図ることによって、本学の学生及び教職員（以下「構成員」という。）の修学・教育研究・就業の環境がハラスメントにより損なわれることがないようにすることを目的として、ハラスメントの防止及び排除のための措置、並びにハラスメントに関する具体的事案が発生した場合の解決の手続きその他必要な対応について、基本事項を定める。

2 構成員である「学生」には、研究生、聴講生その他本学で修学する者を含み、「教職員」には、本学で就労する非常勤の教員及び職員、派遣の教員及び職員、臨時の教員及び職員等を含むものとする。

（ハラスメントの定義）

第2条 この規定における「ハラスメント」とは、本学の構成員相互の関係において、本人が意図するしないにかかわらず、他の構成員とりわけ下位ないし弱い立場にあるものに対し、不快感、嫌悪感、威圧感、不安感、屈辱感等の精神的な不利益を生じさせ、学習、教育、研究、就業等の意欲を減退させ、教育研究環境又は職場環境等を悪化させるあらゆる不適切な言動をいう。ただし、優越的地位にあるものからだけではなく、そうでないものの言動もハラスメントとなることがある。

（各種ハラスメントの定義）

第3条 前条に定めるハラスメントには、次の各項に定めるハラスメントを含むものとする。

2 セクシュアル・ハラスメントとは、本学の構成員が関わる、他者を不快にする性的な言動で、行為者本人の意図にかかわらず、相手方にとって不快な性的言動として受け止められる行為をいう。セクシュアル・ハラスメントは、異性に対してなされる場合に限らず、同性間における場合も対象に含まれる。

3 パワー・ハラスメントとは、本学の構成員が、就労又は修学における権力やその優越的な地位を背景に、業務上又は研究・教育上必要かつ相当な範囲を超えた不適切で不当な言動を行うことにより、相手方に就労又は修学における不利益又は不快感を与え、個人としての尊厳を不当に傷つけ、就労又は修学の環境に悪影響を及ぼすことをいう。

4 アカデミック・ハラスメントとは、本学の構成員が、就学、就労及び教育・研究における権力又はその優越的な地位を利用して、他の構成員の意に反する不適切な処遇や指導を含む不当な言動を行うことにより、不利益又は不快感を与え、個人としての尊厳を不当に傷つけ、就学、就労環境又は教育・研究環境だけでなく、意欲など精神面にも悪影響を与えることをいう。

5 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、妊娠、出産した女性労働者や就業制限、産前産後休暇又は育児休業等を申請・取得した男女労働者が、業務上支障をきたすことを理由として精神的・身体的な嫌がらせを受けたり、解雇や雇止め、自主退職の強要、配転などの不利益や不当な扱いを受け、構成員の就業環境が害されることをいう。

6 その他のハラスメントとは、本学の構成員が関わる前各項のハラスメント以外で、行為者の意図とはかわりなく相手方に人権侵害と受けとめられる言動をいう。相手方に対する直接的な行為だけでなく、電話・インターネットを介した迷惑行為等も含む。

(構成員の責務)

第4条 本学の構成員は、相互の人格を尊重し、良識をもって行動し、ハラスメントのない環境の実現に努める。

2 構成員は、ハラスメント防止のための施策の実施、並びにハラスメントに関する具体的事案が生じた場合にその解決のための必要な措置（調査を含む）及び対策等の実施に協力する。

3 構成員は、人権に関する研修を受けて、人権意識の向上に努める。

(理事長及び学長の責務)

第5条 理事長及び学長は、本学におけるハラスメントの防止のための施策を実施し、ハラスメントのない環境の実現に努める。

2 理事長又は学長は、ハラスメントに関する具体的事案に対しては、第10条に定めるハラスメント防止委員会からの報告及び勧告に基づいて、ハラスメントを行った者及びそれを受けた者に対する措置、その他解決のために必要な措置を適切かつ迅速に講じなければならない。

3 理事長又は学長は第1項及び第2項の責務を遂行するにあたり、必要に応じて適切な委員会又は当該部署等に指示を与えるものとする。

(理事長及び学長の代行)

第5条の2 この規程にかかわる事項について、理事長が被申立人であるときその他理事長に支障があるときは、常務理事がその職務に当たる。学長が被申立人であるときその他学長に支障があるときは副学長がその職務に当たる。

(守秘義務)

第6条 ハラスメント防止委員会委員、ハラスメント相談委員会委員、その他ハラスメントに関する具体的事案に関わる全ての者は、プライバシーに関する事項について格別の配慮を払い、職務上知り得た全ての事項について、厳格な守秘義務を負う。守秘義務は、委員任期終了後も継続する。

(研修)

第7条 ハラスメント防止委員会委員、ハラスメント相談委員会委員は、年1回以上、その任務に関する研修を受講する。

第2章 ハラスメント防止委員会

(ハラスメント防止委員会の設置)

第8条 ハラスメントの防止及び早期解決を図るため、本学にハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

(防止委員会の組織)

第9条 防止委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 理事長の指名する理事1名

(2) 現代教養学部長

(3) 全学共通教育部長

(4) 大学院合同研究科会議議長

(5) 事務局長

(6) ハラスメント相談委員会委員長（以下「相談委員長」という。）

(7) 学長が指名する教育職員又は特別職員1名

(8) 理事長が指名する事務職員1名

(9) ハラスメント調査委員会委員長（ハラスメント調査委員会が設置された場合）

2 前項第1号、第7号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員の補充として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 防止委員会委員長（以下「防止委員長」という。）は、学長の推薦に基づいて理事長が委嘱する。

4 学長は、防止委員会からの報告を逐次受け、必要に応じて防止委員会に出席する。

5 調停員は、必要に応じて防止委員会に陪席する。

- 6 防止委員会は、必要に応じて、当該問題解決に最も適した者を委員に加えることができる。
- 7 防止委員会は、必要に応じて、理事長の承認を得て学外の専門家等に協力を依頼することができる。
- 8 防止委員会委員及び事務局の職員が特定のハラスメント事案に利害関係を有すると認められる場合には、その事案に関わるできない。
(防止委員会の役割)

第10条 防止委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) ハラスメント防止のために必要な教育、研修の実施及び情報の提供
 - (2) ハラスメント相談委員会委員の委嘱
 - (3) ハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）の設置
 - (4) 通知又は調整の申立に対する措置
 - (5) 調停の申立に対する調停員の委嘱
 - (6) 救済の申立に対する審議及び措置
 - (7) 調停又は救済の申立に対する、ハラスメント調査委員会の必要性の審議及び設置
 - (8) 調整、調停又は救済の申立事案について学長への定期的な報告及び最終報告
 - (9) ハラスメント調査委員会の調査報告に基づく審議及び大学がとるべき措置について理事長又は学長への勧告
 - (10) 救済の申立人及び被申立人に対する措置の決定の報告
 - (11) ハラスメント防止に協力した者への不利益扱い禁止要請
 - (12) その他、ハラスメント防止及び解決のために必要な事項への対応
- 2 防止委員会は、申立が行われた全ての事案を速やかに検討し、ハラスメントの早期解決に努めなければならない。
 - 3 防止委員会は、措置及び対策を実施するにあたり、ハラスメントを受けたと思われる者が、相談、通知、調整、調停又は救済のいずれの申立もしていない場合は、事前に同人の書面による同意を得なければならない。ただし、やむを得ない事情で同意が得られない場合及び事案が重大で本学としてこの規程の目的に照らして看過できない場合はこの限りでない。
(事務局)

第11条 防止委員会の事務局は、大学運営部人事課とする。

第3章 ハラスメント相談体制

(相談窓口)

第12条 相談窓口は、教育研究支援部学生生活課、大学運営部人事課、学生相談室、保健室及びハラスメント相談室（学外専門相談委員）に置き、受付業務を行う。

(ハラスメント相談委員会)

第13条 具体的事案について構成員からの相談等に応じるため、本学にハラスメント相談委員会（以下「相談委員会」という。）を置く。

- 2 ハラスメント相談委員会委員（以下「相談委員」という。）は、教育職員、特別職員及び事務職員から防止委員会委員長が委嘱する若干名とする。なお、理事長の承認を得て学外専門相談委員を委嘱することもできる。
- 3 相談委員長は学長が選任する。
- 4 相談委員会の副委員長は相談委員長が選任する。
- 5 相談委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 相談委員の氏名、所属組織等は学内に公表する。
- 7 相談を受けた具体的事案と利害関係を有する相談委員は、相談委員会に参加することはできない。
- 8 相談を受けた具体的事案が相談委員長と利害関係を有する場合には、副委員長が相談委員長に代わって職務を実施する。
(相談委員の役割)

第14条 構成員は、ハラスメントを受けた場合は相談委員に相談することができる。

- 2 相談委員は、相談を受けた具体的事案の内容を速やかに把握して、問題解決のために取り得る方策について説明し、相談者が納得できる方策を共に考える。
- 3 相談を受けた相談委員は、適切な相談環境のもとに、相談者の立場と状況に十分に配慮して、ハラスメントに関する相談及び問題解決に必要な援助を行う。
- 4 相談委員長は、相談を受けた具体的事案の内容を、プライバシーに配慮した上で、定期的に防止委員会に報告する。ただし、対応に急を要する事案については、ただちに防止委員会に報告するものとする。
- 5 相談委員長は、相談者から通知又は調整の申立がなされた場合は、防止委員長に報告する。
- 6 相談委員長は、相談者から調停又は救済の申立がなされた場合は、防止委員会に調停員の委嘱又は救済措置の要請をする。

(事務局)

第15条 相談委員会の事務局は、教育研究支援部学生生活課とする。相談委員及び事務局の職員が特定のハラスメント事案に利害関係を有すると認められる場合には、その事案に関わることをできない。

第4章 ハラスメントに関する対応措置

第1節 総 則

(通知、調整、調停及び救済の申立)

第16条 「通知」とは、ハラスメントをめぐる問題について、相手方に対して被害申立があったことを通知し、注意喚起を行うことにより問題の解決を図ることをいう。

- 2 「調整」とは、ハラスメントをめぐる問題について、相手方の関係する部局長等（以下「関係部局長等」という。）に協力を求めて、相手方との間で意見の調整を図り問題の解決を図ることをいう。
- 3 「調停」とは、ハラスメントをめぐる問題について、当事者間の合意により問題が解決するよう助力することをいう。
- 4 「救済」とは、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題の解決について、大学として必要な対応又は具体的な措置を講じることをいう。

第16条の2 構成員は防止委員会に対し、相談委員を通じて、ハラスメントに関する通知、調整、調停又は救済の問題解決手段を1つ選択して申立をすることができる。

- 2 卒業又は退職等をしている元構成員についても、申立の遅延に相当の理由が認められる場合は、原則として卒業又は退職等の後1年を限度として前項の申立をすることができる。
- 3 通知の申立は匿名でも行うことができるが、調整、調停、救済の申立は原則として匿名で行うことができない。
- 4 申立てが当該申立人により過去に行われた申立て（次条の規定に基づき取り下げられたものを除く。）に係る事実関係と同一の事実関係を基礎としている場合には、申立人は再度の申立てを行うことはできない。

(申立ての取り下げ)

第16条の3 申立人は、申立てを取り下げることができる。ただし、「通知」対応の場合、防止委員会が相手方に通知を行った後、「調整」対応の場合、同委員会が相手方の関係部局長または相手方に措置の実行を働きかけた後、「調停」対応の場合、調停案が相手方に提示された後、「救済」対応の場合、相手方に措置の実施を働きかけた後、「調査」対応の場合、同委員会がハラスメントの有無に関する認定を行った後は、申立てを取り下げることができない。

(問題解決のプロセス)

第16条の4 ハラスメントに関する相談、通知、調整、調停及び救済の申立等の問題解決のプロセスについては、別に定める東京女子大学ハラスメント防止ガイドラインによる。

第2節 通知及び調整

(通知)

第17条 通知の申立は、原則として申立書により行う。

- 2 通知の申立があったときは、相談委員長は相談委員会を開催して申立の内容を審議する。審議の結果、通知を行うことが適当であると判断された場合は、防止委員長に報告する。
- 3 防止委員長は、通知を行うことが適当と判断した場合は、通知の実施を相談委員会に指示する。
- 4 通知は、防止委員会が行うことが適当と判断される場合は、防止委員会が行う。
- 5 申立の相手方に対する通知は、原則として書面にて行う。

(調整)

第17条の2 調整の申立は、原則として申立書により行う。

- 2 調整の申立があったときは、相談委員長は相談委員会を開催して申立の内容を審議する。審議の結果、調整を行うことが適当であると判断された場合は、防止委員長に報告する。
- 3 防止委員長は、原則として防止委員会を開催して申立の内容を審議する。ただし、緊急を要し、防止委員会を開催せずとも、調整を行うことが適当であると防止委員長が判断する場合は、防止委員長の判断により調整を実施することができる。
- 4 調整は、防止委員長が、相手方の関係部局長等を選任し、調整担当者として協力を求める。
- 5 関係部局長等は、その責任と権限において、迅速な問題解決のために必要な措置を講じる。

第3節 調停

(調停の開始)

第18条 調停の申立は、原則として申立書によるものとする。

- 2 調停の申立がなされたときは、防止委員会は、調停員として若干名を委嘱する。ただし、そのうちの1人については、理事長の承認を得て学外の専門家等をもって代えることができる。

(調停の実施)

第19条 調停員は、当事者の主張を確かめ、当事者の合意により問題が解決するよう努める。

- 2 調停員は、問題解決のために適当と認めるときは、調停案を当事者に提示し、その受諾を促すことができる。
- 3 調停員は、調停を開始した日から原則として90日以内に調停を終了させなければならない。

(調停の終了)

第20条 調停は、次に該当した場合に終了する。

- (1) 当事者の合意が成立し、問題の解決を確認する書面が作成されたとき。
- (2) 申立人による調停の取り下げの申し出があったとき。
- (3) 調停員が、相当な期間内に、当事者間に問題解決のための合意が成立する見込みがないと判断したとき。

第21条 調停員は、調停が終了したときは、速やかにその経緯及び結果を防止委員会に報告しなければならない。

第4節 救済

(救済の申立と回答)

第22条 救済の申立は、申立の趣旨、理由及び具体的措置等の実施を求める場合には、原則としてその内容を記載した申立書によるものとする。

- 2 防止委員会は、救済の申立に対しては、申立の趣旨、理由を審議し、適切と認められる措置を実施する。ただし、理事長又は学長による措置の実施が必要な場合は、理事長又は学長に措置について勧告をする。
- 3 救済の申立に対しては、原則として書面により、理由を付して回答する。

第5節 調査

(ハラスメント調査委員会の設置)

第23条 防止委員会は、ハラスメントに関する調停及び救済の申立等について、実情調査を行う必要があると認めた場合は、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(調査委員)

第24条 防止委員会は、調査委員会の設置を決定した場合は、速やかに学長に報告をし、調査委員会委員（以下「調査委員」という。）の委嘱を依頼する。

2 学長は、原則として教職員より3名の調査委員を委嘱する。ただし、他に必要に応じて理事長の承認を得て、学外の専門家等を委員に委嘱することができる。

3 調査委員会委員長は、学長が委嘱する。

（調査委員の忌避及び交替）

第24条の2 申立人及び相手方は、調査委員の中に当該事案の調査に当たるにふさわしくないと考えられる者がいる場合には、防止委員長に対し、その理由を示して、当該調査委員の忌避を申し立てることができる。

2 申立人及び相手方から調査委員の忌避が申立てられた場合、防止委員会は、その内容を審議し、合理的な理由があると認められるときは、学長に、代替者として新たに別の調査委員の委嘱を依頼する。

3 調査委員が当該事案の申立人ないし相手方との間に利害関係を有する場合又は当該事案に関与していることが判明した場合には、防止委員会は、学長に、代替者として新たに別の調査委員の委嘱を依頼する。

4 防止委員長は、忌避の申立に対する判断の結果について、忌避を申し立てた当事者に報告する。

5 忌避の判断の結果については、不服を申し立てることはできない。

（調査の実施）

第25条 調査委員会は、調査の開始が救済の申立に基づくものであるときは、申立人の主張を聞き、その相手方にも主張の機会を与えなければならない。

2 調査に際して、調査対象とされた申立人及び関係者の事情聴取には、原則として第三者の同席を認めない。ただし、特段の理由がある場合には、申し出により防止委員会で審議の上、認めることがある。

（調査の終了）

第26条 調査は次の場合に終了する。

(1) 調査の作業が完了したとき。

(2) 調査委員会が、調査を継続することが困難又は適当でないと判断し、防止委員会がそれを承認したとき。

第27条 調査委員会は、調査が終了したときは、すみやかにその経緯及び結果を防止委員会に報告しなければならない。

第6節 勧告及び措置

（勧告の実施）

第28条 防止委員会は、調査委員会の報告に基づき審議し、大学がとるべき適切な措置について理事長又は学長へ勧告をする。

2 理事長又は学長は、防止委員会からの勧告に基づいて措置を決定し、文書にて防止委員会に回答し、同時にこれを速やかに実施する。ただし、理事長又は学長は、防止委員会からの勧告に疑義又は異論のある場合は、防止委員会を招集して協議するものとする。

3 理事長又は学長は、申立人及び被申立人に対し、措置の決定について文書にて通知する。

4 理事長又は学長は、必要と認める場合は、ハラスメントを行った者等に講じた措置について、関係者のプライバシーに配慮した上で公表することができる。

第7節 不服申立

（不服の申立）

第29条 申立人及び被申立人は、措置の決定に不服があるときは、理事長又は学長に対して文書によって不服申立をすることができる。ただし、措置の決定から30日を経過したときはこの限りでない。また、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 前項の不服申立てが行われた場合、学長は、当該不服申立てを処理する委員会（以下、不服申立処理委員会という。）を設置する。

- 3 不服申立処理委員会の委員は、教職員より3名および理事長の承認を得た学外の専門家等若干名とし、学長が委嘱する。ただし、相談委員、防止委員、当該事案を担当する調停員および調査委員は不服申立処理委員会の委員を兼ねることはできない。
- 4 不服申立処理委員会は、提出された不服申立ての内容に基づき、関係する書類を精査し、次の各号のいずれかの決定を行う。
 - (1) 防止委員会への再審議の指示
 - (2) 調査委員会への再調査の指示
 - (3) 防止委員会への調査委員会設置又は再設置の指示
 - (4) 学長への再処理等の指示
 - (5) 不服申立の棄却
- 5 学長は前項の新たな決定内容を速やかに申立人及び被申立人に通知するものとする。

第5章 規程の改廃等

(運用についての疑義)

第30条 この規程の運用について疑義が生じた場合は、防止委員会において決定する。

(規程の改廃)

第31条 この規程の改廃は、防止委員会及び大学評議会の審議を経て、学長がその意見を徴し理事会に提案して、理事会が決定する。

附 則 (2008年11月20日制定)

- 1 この規程は、2008年11月20日から施行する。
- 2 東京女子大学人権委員会規程は、2008年11月20日をもって廃止する。

附 則 (2009年2月19日改正)

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2014年2月20日改正)

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則 (2015年3月12日改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2022年3月11日改正)

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則 (2025年2月20日改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。